

各分野における参照基準の作成のためのサンプル（私的概要段階）

物理学

（1）当該学問分野の定義

当該学問分野について簡単な定義を行う。学問分野としての実質的な自己同定は次の（2）で行うことになるので、他分野との境界線が明確である分野については、ごく簡単な記述でも構わない。必要に応じて隣接分野との関連についても適宜に言及を行い、A4用紙（40字×40行）1枚程度に収める。

（1）物理学の定義

物理学は、自然を構成している物質と場の現象の中にある法則性を考察する学問である。法則性とは、物質あるいは場の構造ならびにその変動が、いくつかの単純な言明あるいはその組み合わせによって説明できることである。

物理学が考察の対象とするのは主に物質である。物質は、大きさ、構造、時間に応じた階層性を持つ。また、場の典型例は、電磁場であるが、その考え自体は、量子力学的視点から物質にも一般化される。階層性からある時空の大きさで通用する法則は、別の階層では通用しないこともあるが、一般的法則の極限として各階層で法則性を導こうとする「普遍性」に物理学は関心を寄せる。

法則性を言い換えると、「モデル化」ということもできる。モデルとは、説明のための思考の枠組みであり、因果関係を明晰にするものである。

物理学は本来法則性に関心を寄せて、因果関係を明晰にするために、因果関係が一对一になるように対象を限定することが多かった。しかし、近年、因果関係が必ずしも一对一関係が成り立たない統計的要素を含む場合、あるいは、因果の鎖をつなげてある程度の蓋然性を認めながら説明をするという方法も行われるようになった。特に、因果関係を限定できないような宇宙規模、地球規模の現象については、記述的方法も認める傾向にある。

皆様、今回のシンポジウムを皮切りに、三回のシンポジウムを企画したのは、我々日本学術会議が質保証の議論をしているときに、質保証の議論と、現在制度として動いている評価と切り離せない部分があり、果たして、一体のものなのか、それとももっとおおきな構想の中で、質保証と評価を考えるべきではないかだろうか。また、評価制度も始まってから第二期に入ってこれまでの経験を振り返る必要があるのではないかと、この思いもあり、三機関に合同で評価について話し合うシンポジウムの開催を提案しましたところ、いずれの機関も快諾して頂き、むしろ第一期についての経験を語り合うことの重要性の認識を頂いたところです。

まずは、今回は各機関の活動についてお話しして頂くことになりましたが、結局「自律的質保証」についての議論となったと思います。

本来大学は自律的に質保証をする機関であり、自律的に保証された質を求めて教員、学生が集まる場所です。かつては、質保証も、教員の学問分野を極めるための基礎としての教育プログラムを、学問の論理構造に則り、常に反省し改善するだけで十分であった。しかしながら、55%の若者が大学に進学して卒業後は各分野の学問の継承というわけではなく、むしろ錯綜した現場の課題において、具体的な役割を果たせるいわば「専門的職業人」となることが求められてきているのではないかと。その課題は、世界のグローバル化を反映して複雑であり、様々な知識とわざを総動員して、協働することが求められている。そのような大学を巡る世界の変貌に対して、大学はもっと社会と関わりを持って変化しなければならない。大学の使命は、社会性、あるいは、市民的連帯の感性を備えた「専門的職業人」を育成することである、ということではないでしょうか？

実はこの間、戦後の新制大学において、教養教育が導入された経緯をしらべてみました。学問の統合化による世界の課題への挑戦という考え方は、確かにありました。矢内原忠雄先生の「大学について」という一連の文章の中に出てきます。しかし、まだ、市民としての連帯、協働という考え方はありませんでした。しかし、21世紀に入り、大学入学者が過半数になった現代、また社会のグローバル化で、様々な課題が錯綜しているという大きな変化の中に今我々はいるわけです。

そうなりますと、個々の大学、個々の教員の研鑽と努力だけでは、不可能で、むしろ大学コミュニティが知恵を出し合って、この社会の変化に対応してい

かなければならない。大学評価の経験を通して、「質」についてのコンセンサスが万全とはいえないのではないか、というお話もありました。

現代にあって、大学教育の質を考えるときに、各分野の専門性として、もちろん知識も大事ですが、大事なことは、教育の成果として、世界を認識する方法を身につけたか、そして世界への関与の仕方、あるいは世界への共感する感性を身につけたか、という視点で、教授すべき知識、技能はなにか、を点検し続けることが必要となる。教授すべき知識、技能については、大学によって、大学の施設、教員、学生の能力、関心の多様性があっても、高等教育の使命に関しては一致できるのではないか。

そして、様々な個性在る大学教育を受けた学生が、ともに働けるためには、最小限共有できる高等教育機関の使命、分野の教育の使命を確認する作業が必要なのである。

今後とも、学術コミュニティー、大学コミュニティーが協働して、大学教育の意義の現代的意味の共有、学の学びのゴールの共有に向けた努力を継続することによって、日本あるいは世界の若者の学びが、持続可能な世界の礎となるようにしようではなりませんか？その若ものたちが、一人一人孤立するのではなく、ともに専門的職業人として社会の現場で智慧を出しあい得るような世界を目指して、現在の大学の在り方を点検していく作業をすすめることが本日の「自律的質保証」の基本ではないか、と考える次第です。

日本高等教育学会 第13回大会 大会校企画シンポジウム

1) タイトル：高等教育の多様化と質保証

～設置審査・認証評価・参照基準～

2) 趣旨：

高等教育のグローバル化とユニバーサル化が進行するという状況の中で、2008年12月の中教審「学士課程教育」答申が出され1年が立ち、教育の質保証の必要性について、日本の大学も現実の課題として取組を始めつつある。

大学院設置基準は2007年に、大学設置基準は2008年にそれぞれ改正され、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表すること」を研究科、学部、学科あるいは課程ごとに求めている。また、政令で定める期間のうちに（7年に1度）認証評価機関の機関別認証評価を受けることが学校教育法第109条に規定されている。

機関別認証評価は、2010年に第1段階の最終年を迎えようとしており、ユニバーサル化の進行が続く中で、定員割れ等による経営困難大学の出現も含め、7年間に認証評価を受けられない大学も出現しつつある。また、機関別認証評価の第2サイクルに向けて、それぞれの認証評価機関の基準見直しも進みつつある。そういう意味では、機関単位での質保証の仕組みがどのように機能しているのかを検証する時期であるといってもいい

他方、専門分野別の質保証については、専門職大学院については、認証評価制度がすでにスタートしており、ロースクールや会計専門職専門職大学院の認証評価が始まり、ファッション、公共政策、教職など新たな専門分野での認証評価機関が生まれつつあるが、学士課程教育については全くといっていいほど見通しは立っていない。学士課程教育の専門分野別認証評価については、大学基準協会が参入しない方針を決めている。同じ名称の学部・学科であっても教育内容の多様化が極端に進んでしまった現状で、専門分野別の質保証を行っていくことができるのであろうか。日本学術会議が検討してきた分野別参照基準の報告がまとめられつつあるが、こうした動きが専門分野別の質保証にどのような影響をもたらすのであろうか。

多様化しすぎた学士課程の認証評価（機関別、分野別）の質保証のシステムをどのように構築していくかということが最大の課題であるといえよう。

本シンポジウムでは、高等教育の多様化が進む中で、これまでの画一的

な質保証（設置基準と認証評価）の仕組みでやっていけるのか。会員各位の現実的関心とのすりあわせをしつつ、日本の高等教育にとっての、今後の質保証の在り方を考えたい。

3) シンポジスト(案)

1. 設置審査と認証評価からみた質保証の現状と課題

濱名 篤(関西国際大学)

2. 専門教育の分野別質保証の可能性と課題

早田幸政(大阪大学)

3. 分野別参照基準と質保証の仕組み

北原和夫(国際基督教大学)

指定討論者

天野郁夫(東京大学名誉教授)

司会

吉田 文(早稲田大学)